平成２４年（フ）第１９６３号
名古屋市瑞穂区豆田町２丁目６番地
債務者　大原佳子こと　金　　佳子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９６５号
名古屋市中川区大当郎３丁目2010番地　パークアベニューＡ棟201号
債務者　板倉　雅夫
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０３９号
名古屋市中区正木２丁目３番32号　プレスイン正木５Ｅ号
債務者　岡　　雄二
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７２１号
北九州市小倉南区中曽根東２丁目４番16号
債務者　古賀　大貴
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７２７号
北九州市八幡西区清納２丁目９番１―302号
債務者　土佐岡紀枝
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第７３５号
北九州市八幡東区枝光４丁目９番４―503号
債務者　横田千奈津（旧姓末島）
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５７９号
熊本県上天草市大矢野町登立13673番地９
債務者　宮川　二三
1　決定年月日時　平成24年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６３３号
熊本市東区八反田１丁目17番79号　長嶺グリーンアパート２号
債務者　米村　和春
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４７７８号
大阪市住之江区粉浜西３丁目４番４号
債務者　ｃｏｆａｍａこと薬学図書設計こと
谷　　知之
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３６４号
大阪府枚方市南楠葉１丁目１番２号
債務者　ミリオンこと　村島智代美(旧姓宮井)
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３９７号
大阪府吹田市垂水町１丁目20番18号、前住所
大阪府吹田市垂水町１丁目54番15号
債務者　めんＣＨＩＮＡ徳家こと　牧野　徳由
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４１２号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目11番11―901号
債務者　向井　保博
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６２２号
大阪府池田市畑４丁目３番15号
債務者　根津幸三郎
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７３０号
大阪市浪速区敷津西２丁目９番２―305号
債務者　藤野　竜一
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７３５号
大阪府豊中市豊南町南６丁目７番６号
債務者　大石　英雄
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７３６号
大阪府豊中市豊南町南６丁目７番６号
債務者　大石三江子
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８３８号
大阪市住吉区我孫子東２丁目８番27号　コーポアビコ310号、前住所大阪市住吉区長居東４丁目11番20号　ドムール長居３号館603号
債務者　福田　修已
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８４７号
大阪府吹田市円山町36番２―203号、前住所
大阪府吹田市津雲台２丁目２番Ｃ43―305号
債務者　石角　彰男
1　決定年月日時　平成24年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部